

第10章 施工管理

第10章 施 工 管 理

| | |
|-------------------|--------|
| 10.1 施工管理一般 | 4-10-1 |
|-------------------|--------|

第10章 施工管理

10.1 施工管理一般

この基準は、工事の施工について、契約書類に定められた工期、工事目的物の出来形および品質規格の確保を図ることを目的とする。

(1) 工程管理

工程管理は、工事内容に応じた方式〔ネットワーク (PERT) 又はバーチャート方式など〕により作成した実施工程表により管理するものとする。

(2) 品質管理

品質管理は、品質管理基準により実施し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム $X-R$ 、 $X-Rs-Rm$ など)を作成するものとする。

(3) 出来形管理

出来形管理は、出来形管理基準により管理し、設計値と実測値を対比して記録した出来形図を作成するものとする。

(4) 写真管理

写真管理は、施工管理の手段として、工事の施工段階及び工事完成後明視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影し整理しておくものとする。

【解説】

品質及び出来形規格

- (1) 設計寸法と出来形寸法の差は規格値をはずれてはならない。
- (2) 規格値の項目のうち、基準高については、設計図書に明記されたもののみ適用する。
- (3) 品質規格は、品質規格の項に定める規格を満足しなければならない。

